

文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分の
弾力化の基本方針について

1. 趣旨

地方自治体が国の補助事業を通じて取得した補助対象財産の財産処分（補助目的外への転用、譲渡、取壊し等）につき、財産処分に対する制限を必要最小限にとどめるよう各省庁に求める地方分権改革推進委員会第1次勧告を受け、文部科学省が所管する全ての一般会計補助金に原則適用される承認基準を制定する。

2. 基本方針

		現行	弾力化の基本方針	
			経過期間10年以上	経過期間10年未満
地方自治体	各補助金によって判断基準が分かれており、手続上も <u>全ての処分において文部科学大臣への申請が必要</u>		当該財産が地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く）については、 <u>国庫納付に関する条件を付さず</u> に、 <u>報告をもって文部科学大臣の承認があったものとみなす</u>	災害・火災等による損壊・取壊しや、市町村合併や地域再生などの施策によるもので文部科学大臣が個別に認めるものについては、 <u>国庫納付に関する条件を付さずに承認</u>
地方自治体以外			補助目的外であっても、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業等を実施するため行う財産処分については、 <u>国庫納付に関する条件を付さずに承認</u> することを明確化	